

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 労働基準部

1. 「全国安全週間」について

担当：健康安全課 大内 電話：024-536-4603

7月1日から7月7日は「全国安全週間」です。また、6月はその準備期間です。

- 今年度のスローガンは、
「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」 です。
- 今年で98回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的としています。
事業場において、労使が協調して労働災害防止対策を展開してきた結果、福島県内の労働災害は長期的には減少してきましたが、近年は、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けています。また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、今後も労使一丸となった取組が求められます。
- また、7月に入ると熱中症が発生する危険が高くなることから、労働災害防止団体等と連携し、熱中症予防対策の取組を行う必要があります。
- 福島労働局では、労働局長による建設現場パトロールのほか、管内の労働基準監督署においても、労働災害防止団体等と連携したパトロールや安全週間説明会などの様々な労働災害防止に係る取組を展開することとしています。

2 職業安定部

1. 令和8年3月新規高等学校卒業予定者の求人受付が開始されます。

担当：職業安定課 山下・元木沢 電話：024-529-5396

令和8年3月新規高等学校卒業予定者に係る求人の受付が、6月1日より県内のハローワークにおいて開始されます。

できるだけ早い時期から生徒が就職先を検討できるよう、企業の皆様には求人の早期提出をお願いしております。

●令和8年3月新規高等学校卒業予定者の就職活動スケジュール



2 職業安定部

2. 「もにす認定企業に対する認定通知書交付式」を開催します。
担当：職業対策課 佐藤（加） 電話：024-529-5463

資料No.1

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小企業主を認定する「もにす認定企業」に、次の1社を認定しました。

(※企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて「ともにすすすむ」という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。)

- ・ 交付式日時 令和7年6月25日（水） 14：00 予定
- ・ 会場 福島第二地方合同庁舎 3階会議室
- ・ 認定企業 **「ファーリア社会保険労務士法人」**（専門サービス業）
所在地 福島県福島市南町301-1 サザンピアV 2階
認定年月日 令和7年4月15日



2 職業安定部

資料No.2

3. 6月は「外国人雇用啓発月間」です。

「知って、守って、みんなで活躍～外国人雇用はルールを守って適正に」
が今年の標語です。

担当：職業対策課雇用指導係 佐藤 電話024-529-5463

福島労働局は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行います。

この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用の維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行なっていきます。

【主な内容】

- (1) ポスター・パンフレットの配布
- (2) 事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請
- (3) 個々の事業主などに対する周知・啓発、指導

3 雇用環境・均等室

1. 就活ハラスメント防止を周知・啓発します。

担当：雇用環境・均等室 安齋・矢吹 電話：024-536-4609

令和5年度「職場のハラスメントに関する実態調査」(厚生労働省)によりますと約3人に1人が就職活動中等にセクシュアルハラスメントを受けたとの回答があるなど、近年、就職活動中等の学生に対するハラスメント(特にセクシュアルハラスメント)に対して社会的な注目が高まっております。

当室では、労働者や学生の皆様からの相談対応や事業主への指導等を行っており、その一環として、就職活動が本格化する時期に合わせて、各大学、専門学校等へ、改めて周知・啓発を依頼します。

○厚生労働省HP

ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

就活ハラスメント
対策リーフレットあなたが作る
ハラスメントのない
あかるい社会

2. 「くるみん認定」認定通知書交付式を開催

担当：雇用環境・均等室 伊藤 電話：024-536-4609

福島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業(子育てサポート企業)を認定する「くるみん認定」に、下記の企業を認定し、認定通知書交付式を開催いたします。

○くるみん認定企業

- ・株式会社 松本工務店(白河市) 建設業
【令和7年4月14日認定】
- ・株式会社 zero one (福島市) 建設業
【令和7年5月13日認定】

○認定通知書交付式

日時 令和7年6月25日(水) 午前11時00分から

会場 福島市花園町5-4-6 福島第二地方合同庁舎 1階会議室



3 雇用環境・均等室

資料No.3

3. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2025 7月度（ZOOM）」を開催します。
担当：雇用環境・均等室 菅野 電話：024-536-4609

令和7年4月1日から施行されている改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法や、改正法に基づいた仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのために取組を行った中小企業事業主の皆さまを支援する制度に理解を深めていただくため、福島労働局では福島働き方改革推進支援センターと共催でオンラインセミナー（ZOOM）を開催することとしましたのでお知らせします。

○ZOOMセミナー日程（各回定員100名まで）

令和7年6月20日（金）午後2時～午後4時
令和7年6月24日（火）午後2時～午後4時
令和7年6月26日（木）午後2時～午後4時

○セミナー内容

- ・令和7年4月、10月施行 改正育児・介護休業法
- ・育児・介護休業取得に係る支援策（助成金・給付金等）



1 労働基準部

1. 職場における熱中症予防対策の徹底及び改正労働安全衛生規則の周知について要請を実施しました

担当：健康安全課 齋藤 電話：024-536-4603

- 福島労働局では、5月13日付で福島県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関に対し、令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱に基づく職場における労働者の熱中症予防対策の徹底及び改正労働安全衛生規則の周知について、文書による要請を行いました。

なお、熱中症による労働災害が多く発生している業界団体である（一社）福島県建設業協会、（公社）福島県トラック協会、（一社）福島県警備業協会に対しては、直接訪問の上、文書要請を行いました。

- 富岡労働基準監督署では、5月22日、東京電力ホールディングス(株)福島第一廃炉推進カンパニー及び廃炉作業の元請事業者に対し、同様の文書要請を行いました。

なお、5月29日には、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の取組の一環として、福島労働局長による熱中症予防対策安全パトロールを実施しております。

福島労働局及び各労働基準監督署では、あらゆる機会を捉え、熱中症予防対策の徹底を図ってまいります。

<参考>

- ・ 5月1日から9月30日までを「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」期間として、労働災害防止団体等と連携し、熱中症予防対策の取組を行っています。
- ・ 熱中症予防対策の強化のため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日より施行されることになっています。

1 労働基準部

2. 県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 皆川 電話：024-536-4603

令和7年（4月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和7年		令和6年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		618	6	562	3	56	10.0
製造業		129	1	115	0	14	12.2
鉱業		5	0	1	0	4	400.0
建設業		81	1	102	2	-21	-20.6
運輸交通業		76	0	76	1	0	0.0
貨物取扱業		6	0	5	0	1	20.0
農林業		16	1	10	0	6	60.0
畜産・水産業		11	0	8	0	3	37.5
上記以外の事業小計		294	3	245	0	49	20.0
商業		113	0	83	0	30	36.1
金融広告業		5	0	3	0	2	66.7
保健衛生業		68	0	61	0	7	11.5
接客娯楽業		46	2	34	0	12	35.3
清掃・と畜業		22	1	42	0	-20	-47.6
上記以外の事業		40	0	22	0	18	81.8

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

(注) 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット



● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など

Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。＊詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良	2点	良	2点					
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点		6点 (満点24点)		
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		⑰質的側面	特に優良	2点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点		2点 (満点6点)		
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点	合計の合格最低点		20点 (満点50点)			
		優良	1点	取組関係の合格最低点		5点 (満点20点)			

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

とも に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

知って、守って、みんなで活躍
～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は「外国人雇用啓発月間」



外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましよう

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ外国人雇用状況届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

魅力ある職場づくり推進セミナー2025 6月度(zoom)



《令和7年4月・10月施行》

育児介護休業法が改正されています

参加無料

セミナー内容

- 令和7年4月、10月施行 改正育児介護休業法
- 育児・介護休業取得に係る支援策（助成金・給付金等）

開催日時

zoom形式・各回先着100名

〈第1回〉

6/20(金)

14:00~16:00

〈第2回〉

6/24(火)

14:00~16:00

〈第3回〉

6/26(木)

14:00~16:00

お申込み

福島働き方改革推進支援センター
HPよりお申込みください。

※WEBでの申込が難しい場合は、右記お
問合せ先へお電話ください。



働き方改革 福島 検索

お問合せ

福島働き方改革推進支援センター
(福島県社会保険労務士会)

〒960-8252 福島市御山字三本松 19-3
TEL: 0120-541-516

